

長岡商工会議所議員選挙 及び選任に関する規約

長岡商工会議所議員選挙及び選任に関する規約

目 次

＜役員・議員・委員選任の仕組み＞

＜長岡商工会議所組織図＞

第 1 章 総 則（第 1 条～第 3 条）	1
第 2 章 1 号議員の選挙.....	1
第 1 節 選挙委員会（第 4 条）	1
第 2 節 議員定数、選挙権及び被選挙権（第 5 条～第 9 条）	2
第 3 節 選挙の施行（第 10 条）	2
第 4 節 選挙人名簿（第 11 条～第 16 条）	3
第 5 節 議員候補者（第 17 条～第 19 条）	3
第 6 節 投 票（第 20 条～第 29 条）	4
第 7 節 開 票（第 30 条～第 35 条）	5
第 8 節 当 選 人（第 36 条～第 44 条）	6
第 9 節 当選の無効（第 45 条）	7
第 3 章 2 号議員の選任（第 46 条～第 58 条）	8
第 4 章 3 号議員の選任（第 59 条～第 65 条）	9
第 5 章 雑 則（第 66 条）	10

役員・議員・委員選任の仕組み

長岡商工会議所の目的を達成するための運営上の組織として、相談役・顧問・参与・会頭・副会頭・専務理事・理事・常議員・監事・議員・名誉議員・部会委員（部会役員）があります。その選任方法と仕組みを簡単にご説明いたします。

相談役・顧問

常議員会において、会頭が提案し承認を得て委嘱します。（定款第59条第3項）相談役は会頭を歴任された方、顧問は副会頭を歴任された方及び学識経験者を委嘱しており、いずれも本商工会議所の目的達成について必要な重要事項について、会頭の諮問に応ずることになっています。

参 与

常議員会において、会頭が提案し承認を得て委嘱します。（定款第60条第3項）参与は、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項について参与することになっています。

会 頭

議員総会において、会員のうちから選任することになっています。（定款第33条第1項）本商工会議所の場合は、選衡委員によって候補を選び、総会に諮って選任するのが通例になっています。

副 会 頭

議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任します。（定款第33条第2項）定数4人。

専 務 理 事

副会頭と同じく議員総会の同意を得て会頭が選任します。（定款第33条第3項）定数1人。

理 事

常議員会の同意を得て、会頭が選任します。（定款第33条第5項）定数2人以内。

常 議 員

議員総会において、議員のうちから選任します。（定款第33条第4項）常議員は、議決機関であると同時に執行機関であり、重要な任務を持っています。定数36人。

監 事

議員総会において、会員のうちから選任します。（定款第33条第6項）定数3人。

議 員

定款第35条第2項(1)、(2)、(3)及び長岡商工会議所議員選挙及び選任に関する規約によって選ばれます。定数は110人で、次の3種類に分かれています。

1号議員

会員及び特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員です。定数56人。地域代表的な性格の強い議員です。

2号議員

部会で、部会員のうちから選任します。

定数38人。本商工会議所の場合は、各部会ごとに所属部会員数と会費の総額によって38人の定数を按分して、選任数を割当てています。どちらかといえば、職能代表的性格を帯びています。

3号議員

前2号の議員のほか、会頭が常議員会の同意を得て、会員のうちから選任します。定数16人。

会頭が、商工会議所の運営上、是非必要と思われる事業所が、洩れているかどうか等を考えながら選任します。従って、積極的に商工会議所の運営に協力する性格を持った議員です。

名 誉 議 員

役員を12年または、議員を15年以上在任した者に、議員総会の議を経て委嘱します。

部 会 役 員

正副部会長、幹事及び分科会正副会長（委員会正副委員長）、委員で、構成されています。

【正副部会長】

部会ごとに部会長1人、副部会長2人。正副部会長は部会において互選します。

【幹 事】

部会事業の推進を図るため、幹事を若干名置くことができます。幹事は、委員の中から部会長が選任します。

【分科会（委員会）】

部会長は、部会の運営上必要と認めたときは、分科会（委員会）を置くことができます。

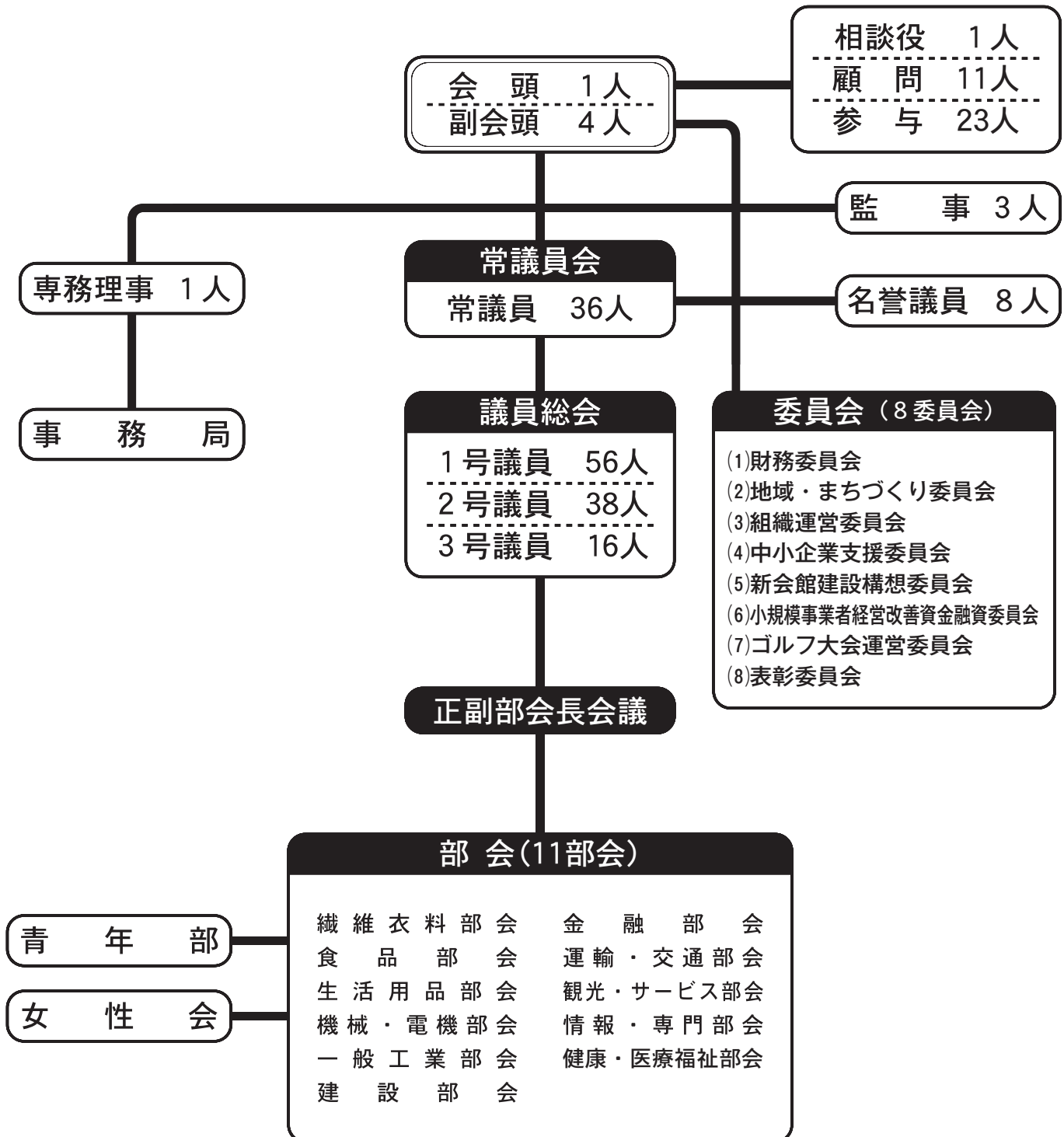
分科会長（委員長）1人、副分科会長（副委員長）若干名は、役員会において、分科会（委員会）に所属する委員の中から部会長が選任します。

【委 員】

所属部会員数10人に1人の割合を目安に部会において互選され、部会長が部会運営上必要と認めた場合は、増員することができます。

長岡商工会議所 組織図

- ・商工会議所ではその最高議決機関として議員総会が置かれています。
- ・議員総会は、1号・2号・3号議員で構成されています。
- ・また、運営に関する諸事項の議決機関として常議員会が置かれています。



長岡商工会議所議員選挙及び選任に関する規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、本商工会議所定款（以下「定款」という。）第35条第3項に基づき、議員の選挙及び選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙及び選任事務の処理)

第2条 議員の選挙及び選任に関する庶務は、本商工会議所事務局において処理する。

(告示)

第3条 議員の選挙及び選任に関する告示は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

第2章 1号議員の選挙

第1節 選挙委員会

(選挙委員会)

第4条 1号議員（定款第35条第2項(1)に規定する議員。以下この章において「議員」という。）の選挙を施行するために選挙委員会を置く。

2 選挙委員会は、選挙長及び選挙委員若干人をもって組織する。

3 選挙長は、本商工会議所専務理事をもつてこれにあてる。但し、専務理事に事故があるときは、常務理事がこれを代行する。専務理事、常務理事に事故があるときは、専務理事の指名した者が代行する。

4 委員は、選挙人名簿に登録された会員の中から選挙長が委嘱する。

5 選挙委員会は、選挙の施行に関し、第15条第2項、第37条第2項及び第45条で定めるもののほか、次の事項を行なう。

(1) 選挙施行に関する日程及び時間割編成

(2) 投票所及び開票所の決定

(3) 選挙人名簿の確認

(4) 選挙施行に関する諸文書様式の制定

(5) この規約に定めあるものを除き、選挙の施行に関する手続きの決定

6 選挙委員会の会議は、選挙長が招集し、且つ、その議長となる。

7 選挙委員会の会議は、選挙長のほか委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 選挙長は、委員のうちから選挙立合人若干人を選任する。

第2節 議員定数、選挙権及び被選挙権

(議員定数)

第5条 議員は、定款第35条第2項(1)の規定により、会員及び特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙する。その定数は56人。

(選挙権)

第6条 会員は、定款第13条第1項の規定により、下記の議員の選挙権を有する。

1,000円 未満 1個

1,000円 より 2,000円まで 2個

2,001円 より 3,000円まで 3個

3,001円 より 5,000円まで 4個

5,001円 より 7,000円まで 5個

7,001円 より 10,000円まで 6個

10,000円 以上は5,000円を増す毎に1個を加える。

但し1会員の有する選挙権の個数は、最高50個を超えることができない。

第7条 会員外の特特定商工業者に係る議員の選挙権は、1個とする。

第8条 選挙人名簿確定の日までに、納期の到来した会費を納めない会員又は負担金を納めない特定商工業者は、選挙権を有しない。

(被選挙権)

第9条 会員は、すべて議員の被選挙権を有する。但し、定款第33条第9項各号の一に該当する者及び選挙人名簿確定の日までに納期の到来した会費を納めない会員は、議員の被選挙権を有しない。

第3節 選挙の施行

(通常選挙)

第10条 通常選挙は、議員の任期満了日前30日以内に行なう。

2 選挙期日、投票の場所及び時間、選挙する議員数は、常議員会の議決を経て、選挙期日の30日前までに告示する。

3 天災事変その他の事由により、選挙を行なうことができないときは、さらに選挙期日を定め、直ちに前項の規定により告示する。

第4節 選挙人名簿

(選挙人名簿の調製)

第11条 本商工会議所は、選挙を行なう年の8月1日現在の選挙資格を調査し、選挙人名簿を調製する。

2 選挙人名簿に登録する会員の選挙権数の範囲は、前項の期日現在の会費額による。

第12条 選挙人名簿調製後、縦覧期間の終る日までに入会した会員及び負担金を納めた会員外の特定制業者は、選挙人名簿に登録する。

(選挙人名簿の記載事項)

第13条 選挙人名簿には、選挙人の名称又は氏名、所在地又は住所、営業の種類、会費額、会費の完納未納の別及び選挙権個数を記載する。但し、特定制業者の選挙人名簿には、選挙権個数を記載しない。

(選挙人名簿縦覧)

第14条 選挙人名簿は、10日間本商工会議所において関係者に縦覧に供する。

2 前項の期間は、その開始日の3日前までに告示する。

(異議の申立て)

第15条 選挙人名簿に関して異議があるときは、前条第1項に定める期間内に本商工会議所にその旨を文書をもって申し立てることができる。

2 異議申し立てのあったとき選挙長は、直ちに選挙委員会を開き、その申し立てのあった日から7日以内に審議決定し、異議申立人又は関係人に通知する。

3 選挙人名簿を修正したときは、直ちにその旨を告示する。

(選挙人名簿の確定)

第16条 選挙人名簿は、第14条第1項の期間満了後7日を経て確定する。

第5節 議員候補者

(立候補の届出)

第17条 議員候補者となろうとする者は、選挙期日の告示のあった日より選挙の期日前5日（午後4時）までに、選挙長に届け出なければならない。

2 議員の被選挙権を有する者が、他の被選挙権を有する者を議員候補者としようとするときは、本人の立候補承諾書を添えて、前項の期間内に、その推薦の届け出をすることができる。

3 定款第35条第2項(2)の規定により部会から選出された2号議員は、選挙による議員候補者となることができない。

4 議員候補者が、立候補を辞退しようとするときは、選挙期日前3日までに選挙

長にその旨届け出をしなければ、その候補者たることを辞退することができない。

5 第1項、第2項及び第4項の届け出があったとき、又は議員の候補者が次に掲げる事由によって議員となることができなくなったときは、選挙長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(1) 会員たる資格の喪失 (2) 死亡又は解散 (3) 除名 (4) 会員権の停止

6 第1項、第2項及び第4項の届け出に要する文書の様式は、別に定める。

第18条 立候補の届け出及び議員候補者推薦の届け出にあたっては、次の文書を添付するものとする。

(1) 議員候補者が法人の場合

法人登記の謄本及び役員名簿 各1通

(2) 議員候補者が法人でない団体の場合

団体を証する文章及び役員名簿 各1通

(3) 議員候補者が個人の場合

市町村長の発行する身分証明書及び履歴書 各1通

(選挙費用の分担)

第19条 本商工会議所は、議員候補者の届け出又は推薦届け出をしようとする者に対し、常議員会の議決を経て、その届け出のとき選挙費用の一部として、議員候補者1人につき別に定める金額を特別会費として分担させることができる。

2 前項により収受した特別会費は、如何なる場合においても返戻しない。

第6節 投票

(選挙の方法)

第20条 選挙は、無記名投票により行なう。

(選挙人)

第21条 選挙人は選挙の当日、投票時間中に自ら投票所に行き、選挙人名簿の照合を経て投票しなければならない。

(投票用紙)

第22条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において、入場券と引換に選挙人に交付する。

2 投票用紙及び入場券の様式は、別に定める。

第23条 投票は選挙権1個につき1票とし、単記制とする。

(投票の記載事項及び投函)

第24条 選挙人は、投票所において、投票用紙1枚につき議員候補者1名の氏名を記載して、投票箱に入れなければならない。

第25条 選挙人名簿に登録されない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第26条 選挙長は、選挙立合人の意見を聞き、投票を拒否することができる。

2 前項の決定を受けた選挙人において、不服があるときは、選挙長は仮に投票させなければならない。

3 前項の投票は、当該選挙人をしてこれを封筒に入れさせて封緘し、表面に自らその氏名を記載して、投票箱に入れさせなければならない。

(代理投票)

第27条 選挙当日、止むを得ない事由の為に自ら投票所に行くことができない選挙人は、代理人をもって選挙権を行使することができる。

2 前項の代理人は、選挙人名簿に登録された会員たることを要し、且つ、その代理権を証する代理を委任した選挙人が、記名及び押印した書面を、選挙長に提出しなければならない。

3 第1項の代理人が選挙権を代理し得る限度を1人とする。

(不在者投票)

第28条 選挙人が止むを得ない用務のため旅行する等の場合は、別に定める様式により、選挙長にその旨届け出て、選挙長が適当と認めたときは、投票用紙及び投票用封筒を交付し、その選挙人は、選挙期日の前日までに被選挙人の氏名を記載してこれを投票用封筒に入れ封緘し、封筒の表面に選挙人の住所、氏名を記載し、且つ、押印して選挙長に提出しなければならない。

(投票所の秩序維持)

第29条 選挙人、その代理人、投票所事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者、及び選挙長が投票所に入ることを許可した者でなければ、投票所に入ることができない。

2 投票所の秩序を保つために、選挙長は、必要な措置をとることができる。

第7節 開 票

(開票)

第30条 開票は、投票の当日又はその翌日、本商工会議所において行なう。

2 天災事変その他の事由により、開票ができないときは、選挙長は、開票の日時、開票所を変更の上、直ちにその旨を告示する。

第31条 選挙長は、選挙立会人立会の上、投票箱を開き、まず投票の総数と投票人の選挙総数とを計算し、投票を点検する。

(開票の参観)

第32条 選挙人は、その開票所の参観を求めることができる。

(投票の効力)

第33条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、選挙長が決定する。

(投票の無効)

第34条 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 議員候補者でない者の名称又は氏名を記載したもの。
- (3) 1投票中に2人以上の議員候補者の名称又は氏名を記載したもの。
- (4) 議員候補者の名称又は氏名の外、他事を記載したもの。但し職業、商号、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りではない。
- (5) 議員候補者の名称又は氏名を自書しないもの。
- (6) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(開票所の秩序維持)

第35条 第29条の規定を準用する。

第8節 当選人

(当選人)

第36条 有効投票の高点者より順次定員数までを当選人とする。

- 2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じである時は、選挙委員会において選挙長が、くじ引きで決める。
- 3 当選人が、選挙の期日から5日以内に当選を辞退したとき、又は第17条第5項の各号に掲げる事由によって議員となることができなくなったときは、直ちに選挙委員会を開き、当選人とならなかった者の中から得票の順位により当選人と定める。

(無投票当選)

第37条 第18条各項の規定により届け出のあった議員候補者が、議員の定数を超えないときは、投票は行なわない。

- 2 前項の場合選挙長は、即日選挙委員会を開き、議員候補者をもって当選人と定める。

(選挙録の作成及び保存)

第38条 選挙長は、その選挙に関する選挙録を作成し、選挙委員会に関する次第を記載し、選挙委員と共にこれに署名しなければならない。

- 2 選挙長は、選挙録を添えて、当選人の有無及び当選人の名称又は氏名及び所在地又は住所を、本商工会議所に通知しなければならない。

3 選挙録は、選挙人名簿その他の関係書類と共に、議員の任期中本商工会議所において保存しなければならない。

(当選人決定の通知及び告示)

第39条 本商工会議所は、前条第2項の通知を受けたときは、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の名称又は氏名及び所在地又は住所を告示しなければならない。

(当選の効力の発生)

第40条 当選人の当選効力は、前条の規定による当選人の告示があった日から生ずるものとする。

(当選の辞退)

第41条 当選人は、当選の通知を受けた日から5日以内に文書で本商工会議所に届けて、当選を辞退することができる。

(再選挙)

第42条 当選人が、議員の定数に満たない場合は、その満たない数について選挙期日後30日以内に再選挙を行なう。

2 前項の再選挙を行なう場合には、その選挙期日、投票の場所及び時間、選挙する議員数は、選挙期日の30日前までに告示する。

3 再選挙の結果当選人が決定したときは、本商工会議所は直ちに当選人の名称又は氏名及び所在地又は住所を告示しなければならない。

(議員の職務を行なう者の届出)

第43条 法人その他の団体が議員に当選したときは、当選確定の日から10日以内にその代表者として、議員の職務を行なう者1人を定め、その氏名、住所及び法人又は団体における職名を本商工会議所に届け出なければならない。但し、その者は、定款第33条第9項各号の一に該当する者であってはならない。

(補欠選挙)

第44条 議員定数の5分の1以上が欠員になったとき、又は常議員会若しくは会頭が必要と認めたときに行なう。

2 補欠選挙の期日、投票の場所及び時間、選挙する議員数は、常議員会の議決を経て、選挙期日30日前までに告示する。

3 第10条第3項の規定は、補欠選挙について準用する。

第9節 当選の無効及び除名

(当選の無効)

第45条 当選人がその選挙に関して本規約に違反したときは、選挙委員会の議決を

経て、その当選を無効とする。

- 2 議員の選挙に関して不正な行為のあったものは、議員総会の議決を経て除名する。

第3章 2号議員の選任

(議員定数)

第46条 2号議員は、定款第35条第2項(2)の規定により、部会が部会員のうちから選任する。その定数は38人。

(選任の期間)

第47条 定款第35条第2項(2)の規定により、各部会から選任する2号議員の選任は、同条第2項(1)の規定による1号議員の選挙告示の日の前までに各部会において行なわなければならない。

(部会員の確定)

第48条 2つ以上の部会に所属する会員は、自ら選択決定した1つの部会においてのみ2号議員の選任権及び被選任権を有し、予めその旨所属部会長に届け出なければならない。

- 2 部会における2号議員の選任は、第11条に規定する選挙人名簿調製の日たる8月1日現在における当該部会に所属する会員をもって行なう。

(選任権・被選任権)

第49条 2号議員の選任権については、定款第12条の規定及び第8条の規定を準用し、被選任権については、第9条の規定を準用する。

(部会に対する2号議員の割当)

第50条 2号議員の選任に関し、各部会に対する議員の割当員数は、当該部会所属会員数及び会費等を勘案し、常議員会において定める。

- 2 会頭は、前項の各部会に対する2号議員の割当数を、文書をもって各部会長に通知する。

(選任手続)

第51条 前条の通知を受けた部会長は、部会を招集し、割り当てられた定数の2号議員を選任しなければならない。

- 2 2号議員選任の手続については、各部会がこれを定める。

第52条 2号議員を選任したときは、各部会長は、直ちに2号議員に選任された者に、その旨を通知する。

(2号議員の確定及び告示)

第53条 2号議員に選任されたものは、その通知を受けた日から5日以内に議員就任承諾書を本商工会議所に提出しなければならない。

2 2号議員の選任は、被選任者の文書による承諾をもって確定する。

第54条 2号議員が確定したときは、各部会長は、直ちに本商工会議所に対して、経過録と共に2号議員の名称又は氏名及び所在地又は住所を通知する。

2 前項の通知を受けたときは、本商工会議所は、直ちにその旨及び2号議員の名称又は氏名及び所在地又は住所を告示する。

(議員の職務を行なう者の届出)

第55条 第43条の規定は、選任された2号議員にこれを準用する。

(就任の辞退)

第56条 2号議員に選任されたものは、その通知を受けた日から5日以内に文書で本商工会議所に届け出て就任を辞退することができる。

(補欠選任)

第57条 2号議員に欠員を生じた場合の補欠選任は、常議員会若しくは会頭が必要と認めたときに行なう。

2 補欠選任については、第51条(選任手続)第2項及び第53条・第54条(2号議員の確定及び告示)、第58条(選挙費用の分担)を準用する。

(選挙費用の分担)

第58条 本商工会議所は、2号議員に選任された者に対し、その就任のとき、常議員会の決議を経て、選挙費用の一部として別に定める金額を特別会費として分担させることができる。

2 前項により収受した特別会費は、如何なる場合においても返戻しない。

第4章 3号議員の選任

(議員定数)

第59条 3号議員は、定款第35条第2項(3)の規定により、会頭が、常議員会の同意を得て、会員のうちから選任する。その定数は16人。

(選任の期間)

第60条 定款第35条第2項(3)の3号議員の選任は、同条第2項(1)の規定による1号議員の選挙の告示の日の前までに行なわなければならない。

(被選任権)

第61条 3号議員の被選任権については、第9条を準用する。

(3号議員の確定及び告示)

第62条 3号議員を選任したときは、本商工会議所は直ちに選任された者にその旨を通知しなければならない。

2 3号議員に選任された者は、その通知を受けた日から5日以内に議員就任承諾書を、本商工会議所に提出しなければならない。

3 3号議員は、被選任者の文書による承諾をもって確定する。

4 3号議員が確定したときは、本商工会議所は、直ちにその旨及び議員の名称又は氏名及び所在地又は住所を告示する。

(準用規定)

第63条 第43条及び第58条の規定は、3号議員について準用する。

(就任の辞退)

第64条 3号議員に選任された者は、その通知を受けた日から5日以内に文書で本商工会議所に届け出て、就任を辞退することができる。

(補欠選任)

第65条 3号議員に欠員を生じた場合の補欠選任は、会頭が必要と認めたときに行なう。

2 補欠選任については、第62条(3号議員の確定及び告示)及び第63条(準用規定)を準用する。

第5章 雑 則

(補則)

第66条 この規約に規定するものの他、議員の選挙及び選任に際して必要な事項は、常議員会において別に定める。

附 則

この規則は、昭和29年10月1日からこれを施行する。

附 則

この規則は、昭和47年8月31日定款変更により一部改正即日施行する。

附 則

この規約は、昭和47年8月31日施行の規則を全文廃止し、昭和57年10月26日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和57年12月23日定款変更により第5条、第46条、第59条の定数を改正し、即日施行する。

附 則

この改正規約（第11条：選挙人名簿の調整、第48条：部会員の確定）は、平成25年6月7日から施行する。

